

日本医科大学学位関連規則

(令和8年4月1日改正版)

日本医科大学大学院

日本医科大学学位規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)及び日本医科大学大学院学則に基づき、日本医科大学(以下「本学」という。)の学位論文の審査・最終試験及び試験・試問等学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 この規則に基づき授与する学位は、修士及び博士とする。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、下表のとおりとする。

研究科	専攻	課程	学位	付記する専攻分野の名称
医学研究科	医学専攻	博士課程	博士	医学
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士	看護学

3 学士の学位に関しては、本学学則に別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 修士及び博士の学位は、前条第2項の表に掲げる本学大学院の課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院の課程を修了し学位を授与される者と同様に広い学識を有することが試問により確認された者に授与する。

第2章 学位論文の審査・審査料及び審査の方法

(学位論文審査提出書類)

第4条 修士の学位の審査を申請しようとする者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出しなければならない。

2 博士の学位の審査を申請しようとする者は、次の書類及び第5条に定める学位論文審査料(以下「審査料」という。)を添えて、提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査申請書又は学位申請書 1通(別記様式1又は様式2)
- (2) 学位論文目録 3通
- (3) 学位論文 10部及び電子ファイル(PDF)
- (4) 学位論文の内容の要旨 10部(2,000字)及び電子ファイル(PDF)
- (5) 参考論文 10部(ただし、第3条第2項の該当者で、本学で必要と認める者は、40部)
- (6) 履歴書 2通(別記様式5)
- (7) 住民票 1通(本籍又は国籍記載のもの)
- (8) 写真 2枚(半身脱帽、名刺型)

- (9) その他大学院医学研究科教授会で、必要と認めたもの
(審査料等)

第5条 審査料は、次のとおりとする。

- (1) 博士の課程を修了した者 5万円
(2) 同条第2項の該当者 20万円

2 前条の規定により提出した論文等及び既納の審査料は、返還しない。

(論文審査の期間)

第6条 学位論文の審査は、論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(学位論文の審査機関及びその組織)

第7条 博士の学位論文の審査及び最終試験その他の試問は、大学院教授(大学院教授代行を含む)4名をもって構成する学位審査委員会がこれに当たる。ただし、必要のある場合は、他の教員又は専門学者をこれに加え、意見を聴くことができる。

2 学位審査委員会委員のうち1名を学位審査委員会委員長とする。学位審査委員会委員長は、その委員会を主催する。

3 学位審査委員会委員長及びその他の委員は、大学院医学研究科教授会で審議し、学長が委嘱する。

4 修士の学位論文の審査及びその他の試問は、看護学研究科委員会がこれに当たる。

(博士の学位論文の審査及び試験の結果の報告)

第8条 博士の学位論文の審査及び所定の試験を終了したとき、学位審査委員会は、論文審査の要旨及び試験の結果を、文書によりすみやかに大学院医学研究科教授会に報告しなければならない。ただし、論文審査の結果、その内容が著しく不備であると認めるときは、報告することを必要としない。

(論文の審査及び試験の合格・不合格の判定)

第9条 学位論文の審査及び試験の合格・不合格の判定は、次のとおり行う。

- (1) 博士は、大学院医学研究科教授会にて行う大学院教授(大学院教授代行を含む)の無記名投票による。

- (2) 修士は、看護学研究科委員会にて行う教授の無記名投票による。

2 前項の合格の判定を行うには、出席者の3分の2以上の賛成投票を必要とする。

(学長への報告)

第10条 医学研究科長及び看護学研究科長は、前条の規定による判定に基づき、すみやかに、その学位論文、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び試験の成績に本人の履歴書を添え、かつ、大学院医学研究科教授会又は看護学研究科委員会における判定の状況を文書により学長に報告しなければならない。

第3章 最終試験及び試験・試問

(最終試験及び試験)

第11条 最終試験は、論文を中心としてこれに関連ある科目について、その学識及び研究指導能力に関する試問を行う。

2 前項の試問は、筆答又は口答若しくは、これを併せ行うのいずれかによるものとする。

3 第3条第2項に該当する者の試験について、前2項の規定を準用する。

(試問)

第12条 第3条第2項に該当する者の学力に関する試問は、筆答及び口答とし、ほかに外国語試験(英語)を課するものとする。

第4章 学生の学位論文提出期間・資格ならびに、大学院中途退学者が学位論文を提出する場合の取扱い

(学生の論文提出期間・資格)

第13条 学生が学位論文を提出できる期間は、以下のとおりとする。

- (1) 博士の学位論文については、休学期間を含めて入学してから8年以内。
- (2) 修士の学位論文については、休学期間を含めて入学してから4年以内(毎年1月まで)。
- (3) 長期履修学生については、長期履修計画に基づき、履修期間終了後1年以内。

2 本学大学院医学研究科に3年以上在学し、履修する科目について20単位以上を修得した者は、学位論文を提出してその審査を申請することができる。ただし、所定の単位を修得した者でなければ最終試験を受けることができない。

(大学院中途退学者が学位論文を提出する場合の取扱い)

第14条 本学大学院において所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得したのみで退学した者が、学位論文を提出する場合は、この者を第3条第2項の該当者として取り扱う。ただし、前条第1項に定める期間内に論文を提出した者については、所定の試問を免除することができる。

第5章 学位の授与・公表・報告等

(学位の授与)

第15条 学長は、第10条の規定による報告を参酌の上、学位授与に係る合否を決定し、学位を授与できる者と認めるときは、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の登録)

第16条 学位を授与したときは、所定の学位簿に登録しなければならない。

(論文の内容要旨等の公表)

第17条 博士の学位を授与したときは、授与した日から3カ月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第 19 条 学長は、修士及び博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 カ月以内に学位授与の報告を文部科学大臣に行うものとする。

(学位の名称使用)

第 20 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、日本医科大学と付記するものとする。

(学位記の様式)

第 21 条 本学において授与する学位記の様式は、別記様式 3、4、6 のとおりとする。

(学位記の再交付)

第 22 条 学位記を紛失した者は、その事由を記載し別に定める手数料を納付して再交付を願い出ることができる。

第 6 章 学位授与の取消

(学位授与の取消)

第 23 条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学位の授与を取り消し、学位記を返還させることがある。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚す行為があったとき。

(学位授与の取消の方法)

第 24 条 前条の規定により学位の授与を取り消すには、博士については大学院医学研究科教授会、修士については看護学研究科委員会の審議を経て、学長の決定を必要とする。

第 7 章 雑則

(細則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 26 条 この規則の改廃は、学長を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

1 この規則は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 40 年 2 月 26 日改正

3 昭和 55 年 4 月 1 日改正

4 昭和 63 年 10 月 1 日改正

5 平成 3 年 7 月 1 日改正

附 則

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第13条第1項の改正事項は、平成17年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前において、改正前の第5条第1項ただし書きに規定する別に定めるところの要件を満たしている者の審査料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の様式1については、平成28年度の入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の様式3及び様式4については、平成28年度の学位記授与者から適用する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

学位論文審査申請書

[別紙参照]

(様式2)

学位申請書

[別紙参照]

(様式3)

学位記(博士)

[別紙参照]

(様式4)

学位記

[別紙参照]

(様式5)

履歴書

[別紙参照]

様式6

学位記(修士)

[別紙参照]

(様式1)

※ 記入日を西暦で明記すること。

年 月 日

日本医科大学長

殿

大学院医学研究科第

年次 (医学専攻

領域

分野)

ふ り が な

氏 名 (自署)

学位論文審査申請書

わたくし、このたび学位論文 (篇 部)、参考論文 (篇 部)
その他関係書類に審査料を添えて、標記審査を申請いたします。

(様式2)

※ 記入日を西暦で明記すること。

年 月 日

日本医科大学長

殿

本 籍 (都道府県名)

ふ り が な

氏 名 (自署)

学 位 申 請 書

わたくし、このたび学位論文 (篇 部)、参考論文 (篇 部)
その他関係書類に審査料を添えて、博士の学位の授与を申請いたします。

(様式3)

日本
医科
大学
校章

甲第 号

Nippon Medical School
hereby confers the degree of
Doctor of Philosophy
in Medical Sciences

on

(氏 名)

(Date of Birth: 生年月日)

who has successfully completed
the doctoral program at
the Graduate School of Medicine.

学 長 氏 名

President of Nippon Medical School

(年 月 日)

学 位 記

本 籍 (都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学大学院医学研究科の博士課程
を修了したので博士 (医学) の学位
を授与する

日本医科大学長 (氏 名)

日本
医科
大学
校章

(様式4)

日本
医科
大学
校章

乙第 号

Nippon Medical School
hereby confers the degree of
Doctor of Philosophy
in Medical Sciences

on

(氏 名)

(Date of Birth: 生年月日)

in recognition of the fulfillment of the
requirements by submitting a dissertation
and passing the examinations prescribed
by the School.

学 長 氏 名

President of Nippon Medical School

(年 月 日)

学 位 記

本 籍 (都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及
び試験に合格したので博士 (医学) の学
位を授与する

日本医科大学長 (氏 名)

日本
医科
大学
校章

(様式5)

甲乙第 号

履 歴 書

氏 名

(年 月 日生)

本 籍 (都道府県
名) 現 住 所

学 歴

年 月 日 高等学校卒業
年 月 日
年 月 日

医 師 免 許 取 得

年 月 日 第 回医師国家試験合格
年 月 日 医籍登録番号 第 号

本学での研究歴及び職歴

年 月 日
年 月 日
年 月 日

本学以外での研究歴及び職歴 (派遣を含む。)

年 月 日
年 月 日
年 月 日

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 (自署)

学位の審査に関する取扱要領

1. 第一次審査

大学院教授会は、学位申請論文の受理の可否を審議・決定し、学位審査委員会委員長（以下「審査委員長」という。）、学位審査委員会委員（以下「審査委員」という。）及び臨時審査委員を選出する。

医学研究科長は、申請された学位論文を第一次審査の2週間前までに大学院教授及び大学院教授代行に配付する。疑義がある場合は、第一次審査の1週間前までに文書で医学研究科長に申し出る。

2. 学位審査委員会の構成

(1) 学位審査委員会は、大学院教授及び大学院教授代行から審査委員4名をもって構成する。

(2) 審査委員長は、審査委員4名から互選により選出する。

主分野大学院教授（代行を含む）は、学位審査委員会において座長を務め、審査委員長にはなれないものとする。

3. 第二次審査（論文公開審査）

(1) 第二次審査は、審査委員長、審査委員及び臨時審査委員により、公開で実施する。

(2) 第二次審査は、審査委員長、審査委員及び臨時審査委員のうち4名以上の出席を必要とする。

(3) 臨時審査委員は、1名乃至2名とし、審査委員長の推薦に基づき、大学院教授会で選出し学長が委嘱する。

(4) 臨時審査委員は、原則として学外の専門家（博士の学位を有する）を委嘱する。ただし、必要により本学大学院兼担を命ぜられている者から委嘱することができる。

(5) 臨時審査委員は、第二次審査のみに加わり、他の審査には関与しない。

(6) 第二次審査の公示は、第一次審査終了後、医学研究科長の名によりすみやかに所定の場所に次の事項を掲示して行う。

論文審査申請者（所属・身分・氏名）、論文題目、審査会の開催日及び場所、審査委員長、審査委員、臨時審査委員の氏名

(7) 第二次審査は、第一次審査終了後、原則として翌月の大学院教授会までの間に実施する。

(8) 第二次審査は、学会口演方式で行い、座長が発表者の講演について質疑応答を司会する。

4. 大学院学生に対する最終試験及び試問

論文を中心としてこれに関連のある科目について、その学識及び研究指導能力について試問するものであり、論文の審査に併行して学位審査委員会がこれに当る。

試問の実施方法（口答、筆答等）は、審査委員長に一任する。

5. 論文学位申請者に対する試験・試問

(1) 論文を中心とした試験は、「4」（大学院学生に対する最終試験）に準ずる。

(2) 学力についての試問科目及び実施方法（口答、筆答等）は、審査委員長に一任する。

(3) 外国語試験（英語）は、論文博士の外国語試験による

6. 最終試験及び試験・試問の結果の表示方法

合格または、不合格とする。

7. 最終審査

大学院教授会で、座長が学位審査委員会からの第二次審査での質疑応答の要約を含めた内容及び最終試験又は試験の結果を報告し、学位規則第 9 条に従い、投票で合格・不合格を決定する。なお、主分野大学院教授（代行を含む）は投票しないものとする。

8. 大学院教授及び大学院教授代行以外の教授の指導のもとに作成された学位申請論文について

当該学位申請論文については、大学院委員会で予備審査を行う（この場合、大学院委員会に当該論文指導教授の出席を要請し、論文の内容についての説明を求めることがある。）。以後の審査は学位規則の取扱いに従うものとする。

9. 削 除

10. 審査の結果の要旨は、所定の様式により作成するものとする。

11. 試験の結果の要旨は、なるべく具体的かつ簡潔であることが望ましい。

12. この要領の改廃は、大学院教授会の承認を必要とする。

昭和 38 年 6 月

昭和 63 年 6 月 8 日一部改正

平成 2 年 3 月 7 日一部改正

平成 4 年 6 月 10 日一部改正

平成 9 年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日一部改正

平成 13 年 4 月 1 日一部改正

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

附則

この取扱要領は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。附則

この取扱要領は、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。附則

この取扱要領は、平成 21 年 9 月 1 日より施行する。附則

この取扱要領は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。附則

この取扱要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。附則

この取扱要領は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。

学位論文の形式等に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、日本医科大学学位規則（以下「規則」という。）第4条に規定する学位論文（以下「論文」という。）について、その形式及びその他の必要事項を定めることを目的とする。

（掲載雑誌及び掲載時期）

第2条 論文の掲載雑誌は審査制度のある専門学術雑誌とする。

2 論文は原則として申請時において2年以内に掲載されたものでなければならない。

（論文の形式）

第3条 論文の形式は、原則として「緒言・方式・結果・考察・引用論文」から構成されるものとする。

2 前項に定める形式以外の論文で学位を申請する場合、申請者は当該分野の大学院教授による理由書（様式1）を付して規則第4条に定める申請を行わなければならない。

3 前項の申請があった場合、学長は医学研究科長と協議のうえ、申請の適否を決定する。なお、特別な事由がある場合は大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

（論文の校閲）

第4条 論文は原則として学位申請前に当該分野の大学院教授の校閲を受けなければならない。

（共著の場合）

第5条 論文が共著の場合、原則として学位申請者が筆頭著者でなければならない。

2 論文が共著の場合、申請者は他の共著者からの承諾書（学位申請論文として提出することについての承諾書。）を付して規則第4条に定める所定の申請を行わなければならない。

3 筆頭著者が複数名の場合、申請者は予め、他の筆頭著者からの承諾書（学位申請論文として提出することについての承諾書。）を大学院委員会に提出し、同委員会の承認を受けなければならない。

（改 廃）

第6条 この内規の改廃は、大学院教授会の議を経て、学長の決裁を必要とする。附 則

1 この内規は、平成15年12月1日から施行する。

2 「共著論文による学位申請の取扱いについて」は、これを廃止する。

(様式1)

学 長	医学研究科長

年 月 日

日本医科大学長殿

分 野 名 _____

大学院教授名 _____ 印

1. 学位申請者名 _____

2. 論 文 名 _____

3. 掲 載 雑 誌 名 _____

理 由 書

--

(形式の異なる論文を学位論文として申請する理由を具体的にご記入下さい。)

学位記（博士）に記載する氏名についての申し合わせ

学位記（博士）（以下「学位記」という。）に記載する氏名については、研究者として同一性を維持し、今後の研究活動の円滑な遂行の観点から、本人からの申し出があったときは、次の取扱いによるものとする。

- （１） 学位記の氏名について、旧姓使用の申し出があった場合はこれを認める。
- （２） 学位記の氏名は、戸籍上の姓、旧姓又は併記のいずれかの表記とする。併記の場合は、旧姓をカッコ書きとする。
- （３） 学位授与証明書の氏名については、上記（２）に対応するものとする。
- （４） 旧姓を使用する者に係る大学発行の各種文書（上記（３）を除く）に記載された戸籍上の姓と、学位記の旧姓との同一姓証明については、申出者の自己責任とする。
- （５） この申し合わせは、平成 23 年 3 月 1 日から適用する。

学位論文に関する申し合わせ

この申し合わせは、日本医科大学学位規則（以下、学位規則という）（昭和35年4月1日制定）及び学位論文の形式等に関する内規（平成15年12月1日制定）に規定する学位論文について定めるものとする。

1. 学位論文については、原則的に英語の原著論文とする。
2. 原則として、学位論文については、以下のとおりとする。
 - （1）Web of Science（JCR）の定義するImpact Factorが付与されている学術雑誌とする。
 - （2）上記（1）に該当しない場合は、下記のデータベースに収録されているものとする。
 - MEDLINE
 - Scopus®
3. 上記1. 及び2. に該当しない学位論文については、大学院委員会の事前資格審査を、必要に応じて行うこととする。
4. この申し合わせは、令和2年4月1日から適用する。